

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑事訴訟公法			

評価(ABCD)
C.

1	裁判所は、Pの請求した訴因変更を許すべきか。
2	捜査の過程で当初の訴因とは異なる事実が判明することもあり、その度に別訴を提起するのは裁判所や当事者の負担であるから、訴因変更の必要性は認められる。もっとも、 <u>被告人のあら探しをするような責任刑事裁判は特定の事案に関する責任追及の場であるから、訴因変更は「公訴事実の同一性を害しない限度においてのみ許される。(刑事訴訟公法312条1項)</u>
3	では、本件訴因変更は「公訴事実の同一性を害さない」といえるか。
10	4. <u>旧訴因と新訴因を比較し、両者に狭義の同一性が認められる場合</u> 、すなわち両訴因の間に基本的な事実関係の同一性があり、かつ②両事案が非両立である場合には、訴因変更は「公訴事実の同一性を害さない」といえる。
15	5. ①について、旧訴因はAに対する窃盗未遂の事実、新訴因はBに対する窃盗未遂の事実であるから、両訴因の間では法益主体が異なる。
20	②しかし、両者はどちらも窃盗未遂の事実であって、罪質は同じである。犯行の態様も、肩にかかっている赤いショルダーバッグから左手を差し入れ、中の物を抜き出そうとする点で共通している。(ショルダーバッグをAとBのどちらが持っていたかはさておき、)
25	そして、被害品は、両者どちらも赤いショルダーバッグの中にあつた在製品(「黒っぽいもの」)であるから、被害品も共通である。
	さらに、どちらの事実も、令和5年5月23日午後7時48分頃、 <u>阪大モール内フードコート入口前で発生した事実である</u> から、両訴因は時間・場所が共通している。
	(3) <u>したがって</u> 、両訴因の間には基本的な事実関係の同一性が認められる。

ほんと見て「要する」へ
けい見えておるわ。
お見にはなしてない
おはです。

このおかしさは、
理由が薄い。

よく指摘です。

これは1件目も含め
いたか?

この事理関係は、
A・B2人とも
赤いショルダーバッグを
持っていた場合や
おのれ態様を要する
場所の異なるか?

これは1件目の
おかしさは、
なぜいたか?
(定量的にはおかしな感じがする)

6②について、XがAのバッグに左手を入れて物を^{中の}つかんだ事実と、
また^{同時に}同時にXがBのバッグに左手を入れて物を^{中の}つかんだ
事実は~~両方~~立し得ない。したがって、両訴因は~~非~~両立である。

7 以上より、①②を満たすため、本件訴因変更は公訴事実の
同一性を害さない。

~~審理の経過等からして検察官の請求が~~

8 以上より、裁判所は訴因変更を許すべきである。

8 審理の経過等に照らして、検察官が訴因変更請求をすることが被
告人の防御権を著しく~~侵害~~^{し、請求が権限の範囲を越える}場合には、裁判所~~以上~~は訴因変
更を許すべきではないが、本件ではそのような事情は見当たらない。

9 おて、裁判所は、Pの請求した訴因変更を許すべきで
ある。

以上

15 、論点はまちと拾えていますが、キハニ示す前に一言理由付けがほしい
とこうです。

16 あとはめでは、むしろこれは言えな内容にな、てい、ていのかと念
です。頭の中を考えた上で適切に表現するのは意外と難
しい作業で、場合によっては身につけていってよいとゆう
20 、合格者答案を讀みながら、表現面を参考にするとよいとゆう
と思います。

25

30

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。